

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）					
区分		単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	区分		単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	
催事場	舞台設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>13,390</u>		舞台設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>13,720</u>	
		演台	[略]	<u>580</u>	[略]		演台	[略]	<u>590</u>	[略]
		舞台用幕	[略]	<u>6,700</u>			舞台用幕	[略]	<u>6,870</u>	
	音響設備	放送設備	[略]	<u>4,280</u>	[略]	音響設備	放送設備	[略]	<u>4,390</u>	[略]
		演奏ワゴン	[略]	<u>2,420</u>	[略]		演奏ワゴン	[略]	<u>2,480</u>	[略]
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,050</u>	
		ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>			ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>1,050</u>	
		DVDプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>			DVDプレーヤー	[略]	<u>1,050</u>	
		はね返りスピーカー	[略]	<u>740</u>			はね返りスピーカー	[略]	<u>760</u>	
		マイクロホン	[略]	<u>580</u>			マイクロホン	[略]	<u>590</u>	
	携帯用拡声器	[略]	<u>800</u>	[略]	携帯用拡声器	[略]	<u>820</u>	[略]		
	照明設備	フットライト	[略]	<u>740</u>		照明設備	フットライト	[略]	<u>760</u>	
		アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,150</u>			アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,180</u>	
		ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>580</u>			ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>590</u>	
		ボーダーライト	[略]	<u>910</u>			ボーダーライト	[略]	<u>930</u>	
		サスペンションラ イト	[略]	<u>1,150</u>			サスペンションラ イト	[略]	<u>1,180</u>	
		シーリングライト	[略]	<u>1,790</u>			シーリングライト	[略]	<u>1,830</u>	
		シーリングライト （リング上）	[略]	<u>910</u>			シーリングライト （リング上）	[略]	<u>930</u>	
		スタンド式ライト	[略]	<u>310</u>			スタンド式ライト	[略]	<u>320</u>	
		クセノンピンスポ	[略]	<u>6,280</u>			クセノンピンスポ	[略]	<u>6,440</u>	

		ットライト				
映像 設備		ビデオカメラ	[略]	<u>1,910</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,910</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>990</u>		
		スクリーン	[略]	<u>530</u>		
スポーツ 用具 等		テニス用具	[略]	<u>680</u>	[略]	
		バレーボール用具	[略]	<u>680</u>	[略]	
		バドミントン用具	[略]	<u>430</u>	[略]	
		卓球用具	[略]	<u>850</u>	[略]	
		電光表示盤	[略]	<u>5,990</u>	[略]	
その他		ピアノ	[略]	<u>4,560</u>		
会議 場	音響 設備		マイクロホン	[略]	<u>580</u>	
			[略]			
			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>	
			DVDプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>800</u>	[略]	
	照明 設備		ピンスポットライト	[略]	<u>1,580</u>	
	映像 設備		液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,300</u>	[略]
			液晶プロジェクター2	[略]	<u>890</u>	[略]
			プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,260</u>	
			液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,260</u>	
			ビデオカメラ	[略]	<u>1,910</u>	
			WEBカメラ	[略]	<u>1,910</u>	
			オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,500</u>	
			スクリーン	[略]	<u>530</u>	
その他		[略]				
		ポータブルステージ	[略]	<u>470</u>		
		インターネット設備	[略]	<u>530</u>		

[略]

		ットライト				
映像 設備		ビデオカメラ	[略]	<u>1,960</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,960</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,010</u>		
		スクリーン	[略]	<u>540</u>		
スポーツ 用具 等		テニス用具	[略]	<u>700</u>	[略]	
		バレーボール用具	[略]	<u>700</u>	[略]	
		バドミントン用具	[略]	<u>440</u>	[略]	
		卓球用具	[略]	<u>870</u>	[略]	
		電光表示盤	[略]	<u>6,140</u>	[略]	
その他		ピアノ	[略]	<u>4,670</u>		
会議 場	音響 設備		マイクロホン	[略]	<u>590</u>	
			[略]			
			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,050</u>	
			DVDプレーヤー	[略]	<u>1,050</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>820</u>	[略]	
	照明 設備		ピンスポットライト	[略]	<u>1,620</u>	
	映像 設備		液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,380</u>	[略]
			液晶プロジェクター2	[略]	<u>910</u>	[略]
			プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,290</u>	
			液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,290</u>	
			ビデオカメラ	[略]	<u>1,960</u>	
			WEBカメラ	[略]	<u>1,960</u>	
			オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,540</u>	
			スクリーン	[略]	<u>540</u>	
その他		[略]				
		ポータブルステージ	[略]	<u>480</u>		
		インターネット設備	[略]	<u>540</u>		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。